

〈参考文献：廃棄物〉

排出事業者のための『廃棄物処理法完全ガイド 2007 年版』
(簡単に要約)

第 2 章：めまぐるしい法改正の経緯

4 年連続の改正が目指したもの

【2003 年法改正①】：1991 年以降、めまぐるしく法改正が行われてきたが、特に 2003 年から 4 年連続の改正が行われた。それは、大規模不法投棄事件が相次いで発覚し、不適正処理が減らない現状があるからだ。

- (1) 不法投棄の未然防止に焦点を当てた、規制強化が行われた。→自治体の調査権限が強化され、報告徴収、立入調査で、廃棄物の疑いでも調査できるようになった。「有価物だ。」という言い逃れができにくくなった。また、国が立入調査できるようになった。
- (2) 手続きの合理化が行われ、更新手続き（一廃は 2 年、産廃は 5 年）、欠格要件に該当する場合は許可取り消し。更新申請中は許可の効力を認めること。
- (3) 不法投棄を未然に取り締まる未遂罪が適用され、罰則が強化された。

【2003 年法改正②】：「広域認定制度」を創設して、リサイクル事業を後押しする。

許可手続きの合理化が図られた。性状が同じ一廃を産廃施設で処理できるようになった。

更新許可申請で「許可は 5 年ごとに更新を受けなければならないが、当該許可の有効期限の満了日までにその申請の処分がなされない時は、期間満了後も処分がされるまでは、効力を有効とする。」よう改正された。

【2004 年法改正①】；指定有害物制度や不法投棄の目的罪を新設

「不法投棄を撲滅するための規制の強化」→硫酸ピッチの不法投棄防止。不正軽油製造時に副産物として出てくる硫酸ピッチは強酸で、「指定有害廃棄物」として収集、運搬、保管、処分が禁止され其の罰則は最も重い。不法投棄目的の収集、運搬で罰則が適用される。

また、不法焼却も罰則が強化され、「5 年以下の罰則、1000 万円以下の罰金又は其の併科」と硫酸ピッチと同じ罰則になった。

【2004 年法改正②】；「廃棄物処理施設に関する新たな問題の解決」

- (1) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関する新制度→知らずに、宅地造成や道路工事が行われ、新たな環境汚染を起こす例がある。このよう

な危険がある土地を知事は「指定区域」と定めることができる。最終処分場跡地や過去に不法投棄が行われた土地。（たとえば、和邇中地先）

- （２）廃棄物処理施設の設置許可に関する特例→施設を別の人が引き継ぐ時、ミニアセスは省略できる。
- （３）廃棄物処理施設の事故時の措置→破損や事故等が発生したら、ただちに措置をし、届け出る。（三重県の RDF 発電爆発事故から）

【2005 年法改正】；岐阜県椿洞で発見された大規模な産廃不法投棄と廃プラスチックの不正輸出がきっかけでまた法改正。

- （１）収集・運搬・中間処理業者の「善商」が 56 万 7000 トンの廃プラスチックや建築廃材を不法投棄していた。中核都市の岐阜市は、監督責任が厳しく問われている。マニフェストの運用の徹底、虚偽記載。
- （２）中国に対する廃プラスチックでリサイクルできないものが混ざっていた。未確認輸出は罰則が最高刑に引き上げられた。

【2005 年基本方針改正】；基本方針とは国全体の廃棄物処理の方向性や目標を定めたもの。→東京都日野市の家庭ごみ有料化を参考に、経済的手段で発生抑制を目指す方向を打ち出した。「一般廃棄物処理におけるコスト分析と効率化」、「環境負荷や経済性を総合的に評価した最適なりサイクルの推進」

その結果、ごみ有料化は大都市にも広がる。廃プラスチックの処理方法としては熱回収を明確に位置付けた。

【2005 年行政処分方針】；今回の行政処分の指針の大改定では、自治体等に積極的に措置命令等の行政処分を実施し、不法投棄された産廃を撤去するよう求めている。「いたずらに、行政指導を繰り返して問題を先送りするのではなく、法律を背景とした強制力のある行政処分を敏速に出すよう求めた。」そして、「適正な対価」「措置命令」の基準を示した。

適正な対価では排出事業者が半値以下の安い価格で委託契約した場合には、合理的理由がなければ、注意義務違反で措置命令の対象になる。「不適正処分を知ることができた」場合も具体的例が示された。暴力団との関係でも、欠格要件を明示する「黒幕規定」が示された。

措置命令はハードルが低くなり、排出事業者の注意義務違反で不法投棄の一部でも命令が出せるようになり、青森・岩手の例では県からは歓迎されている。発動を促しているようだ。

【2006 年法改正】；アスベスト関連 4 法（・大気汚染防止法・地方財政法・建築基準法・廃棄物処理法）として改正。「吹き付けアスベスト」「アスベスト含有吹き付けロックウール」が対象。年間 100 万トン以上排出するアスベスト廃棄物を 1500 度程度の高温で熔融無害化する施設を敏速に増やす。等

【2010 年法改正】；山田による加筆。

不法投棄、不適切処理は依然として多数発見され、排出者の処理責任を徹底する必要があること。住民の不安に配慮し、維持管理強化が必要なこと。廃棄物の排出抑制や循環的利用、熱利用等を目的に大幅な改正が行われた。

(1) 排出事業者に対する対策の強化・・・①産業廃棄物処理の確認が努力義務として規定。②事業所外で産業廃棄物を補完する場合は、事前届出制度。③建設工事に伴う廃棄物については、元請け業者に処理責任を一元化。④不適正処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務を規定。⑤従業員等が不法投棄を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人の罰金が 1 億円から 3 億円に引き上げられた。

(2) 廃棄物処理施設の維持管理強化。当該施設への定期点検の義務付け。

(3) 廃棄物処理業の有料化の推進。許可の更新期間(一律 5 年)の特例創設。

欠格要件を見直し、許可の取り消しが、他の業者の許可取り消しにつながるような措置。

(4) 排出抑制の徹底（減量計画の作成・提出）、焼却時の熱利用の推進等。

第 3 章：この判例知っていますか

木くず裁判・おから裁判（省略）

第 4 章：廃棄物処理法用語

【01】法令の読み方；間違いやすい条・項と枝番号

法令は①法律、②政令、③省令、④告示、地方自治体の条例などをさす。これに加えて、法令の運用を自治体に示す「通知・通達」がある。

法令は「条」を単位とし、条文の概要を「見出し」として表現することも多い。「条」がいくつかの内容を含む場合には、「項」に分け、さらに、「号」や記号に分けられる場合もある。

一方、既存の法律に新しい条を追加する場合、条を繰り下げる方式と、枝番号により条を追加する方式がある。「第 12 条の 3」と言う時の「の 3」が枝番号になる。

【02】廃棄物処理法

「廃棄物の処理または清掃に関する法律」「廃掃法」とも言う。廃棄物の排出抑制と再生利用、適正処理を進めることで、生活環境保全と公衆衛生の向上を図ることを目指して制定された。しばしば、改正されている。

【03】マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者は自らの責任において、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。そして、廃棄物処理法第 12 条の 3 では、排出事業者が処理を他人に委託する場合は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付が義務付けられている。書面による契約で、委託基準に則り、産廃を引き渡すごとに守る義務がある。

マニフェストは、産廃の種類や行き先ごとに公布され、産廃の名称、運搬、処分業者名、取り扱い上の注意事項などが記載される。

【04】排出者責任

廃棄物の排出者が、適正なりサイクルや処理の責任を負うべきとする考え方。（廃棄物処理法第 3 条）。産廃は事業者責任において、処理しなければならない。汚染者負担の原則（PPP）にもと付いている。

【05】一廃（一般廃棄物）

廃棄物処理法は、自ら利用することができなくなったものや他人に有償で譲り渡すことができない不要になったものを廃棄物と定義。ゴミ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの汚物又は不要物で、固形状又は液状の物を一廃としている。

【06】事業系一廃（事業系一般廃棄物）

オフィスや飲食店から出るごみは、事業系一般廃棄物になる。指定業種から排出されると産廃になるが、それ以外は事業系一般廃棄物になる。例えば、紙くずは建設業・製紙・出版業以外は事業系一般廃棄物になる。一廃の年間発生量約 5,000 万トンの約 33%が事業系一般廃棄物。

【07】保管基準

廃棄物処理法第 12 条第 2 項では、廃棄物が運搬されるまでの間に、周辺生活環境に影響を及ぼすことがないように、排出事業者が守るべき保管量、保管方法、保管期限等の基準を定めている。

【08】委託基準

廃棄物処理法第 12 条第 3 項～5 項と、同法施行令では、排出事業者が法に基づき、処理を委託する場合に守らなければならない基準が定められている。排出事業者は、産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合は、許可を受けた処理業者等に委託しなければならない。

【09】 特例

一廃、産廃のうち、許可不要で処理ができるものがあり、特例と言われる。
「再生利用認定制度」によるもの：①廃ゴムタイヤ（一廃、産廃）、②廃プラスチック類（一廃、産廃）、③廃肉骨（一廃、）、④建設無機汚泥（産廃）、⑤シリコン含有汚泥（産廃）。
「広域認定制度」によるもの：①廃スプリングマット、②廃パーソナルコンピュータ、③廃密閉型蓄電池、④廃 FRP 船、⑤廃消火器。

【10】 有価物・有用物：不要物の反対は有用物だが、有用物のうち有償で売買できるものを、一般に有価物という。ただ具体的定義はなく、何が有価物で何が廃棄物かは、その物の性状や排出状況等を総合的に勘案して判断すべきであるとしている。（総合判断説）、ところがこのことが、かえって混乱を招いている。

【11】 総合判断説：省略

【12】 特管物（特別管理廃棄物）：特に重要な管理が必要とされる廃棄物の事。

「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じる恐れがある性状を有する廃棄物」。

「特別管理一般廃棄物（特管一般）」には、①PCB 使用部品、②ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん、③ダイオキシン類含有物、④感染性一般廃棄物などがある。

「特別管理産業廃棄物（特管産廃）」には、①燃えやすい廃油、②廃酸③廃アルカリ、④感染性産業廃棄物、⑤特定有害産業廃棄物（廃 PCB、重金属等を一定濃度以上含む下水汚泥、廃アスベスト、重金属などやダイオキシン類を一定濃度以上含むばいじんや燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリなど）⑥輸入廃棄物がある。

【13】 汚泥：泥状の物質の総称。

下水道・廃水処理・建設現場・工場などから発生し、廃棄物処理法で指定された 20 種類の産業廃棄物の 1 つである。その性質により、有機性汚泥、無

機性汚泥に分けられる。

【14】 **適困物（適正処理困難物）**：一般廃棄物のうち適正処理が困難な廃棄物を環境大臣が指定でき、①スプリングマット、②自動車タイヤ、③テレビ、④冷蔵庫が指定されている。

【15】 **専ら物（もっぱらぶつ）**：もっぱらリサイクルとなる産業廃棄物や一般廃棄物の事で、収集・運搬を業として行う時、廃棄物処理法の許可がない。①古紙、②クズ鉄（含む、銅）、③空きビン類、④古繊維。

【16】 **安定 5 品目**：産業廃棄物の最終処分場は、埋め立てられる廃棄物の種類によって安定型、管理型、遮断型の 3 種類に分けられる。安定型処分場に埋めることができるものは下記 5 品目で、安定 5 品目と言われる。

①廃プラスチック、②ゴムくず、③ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、④金属くず、⑤がれき類である。2005 年以前の安定型最終処分場は維持管理積立金がいるようになった。

【17】 **安定型、管理型、遮断型**：産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型、遮断型の 3 種類に分けられる。「**安定型最終処分場**」の技術水準（施工令第 6 条）は、不活性でガスや浸出水が発生する恐れがないゴミに対応する構造で、シート等の遮水機能はない。一方、「**管理型最終処分場**」は、地下水や公共水域の汚染を防止するため、水が通らないように埋立地の底部や側面にシートを張る等の遮水工が施されている。また、浸出水の集水設備や処理設備が必要とされる。一般廃棄物の処分場基準は、管理型最終処分場と同じ。「**遮断型最終処分場**」有害物が基準を超えて含まれる廃棄物の処理施設で、屋根の付いた室内プールのような構造をしていて、文字通り周辺環境と遮断されている。

【18】 **積保・保積**：「積み替え」と「保管」を合わせた略称。

産業廃棄物を積みかえたり、一時的に積みかえたりする場合は、積保を含む収集運搬業の許可が必要。（施工令第 6 条。いろいろな、不正がここで行われやすい。）

【19】 **元請け**：建設・解体工事の時に発生する廃棄物は、排出事業者が特定しにくい。発注者から直接工事を請け負う「元請け業者」が原則として、排出事業者とされる。

「建設廃棄物」は、次のような特徴を有する。①発生場所が一定しない。②発生量が膨大、③種類が多様で、混合状態で排出される場合が多い。④取り扱うものが多数存在する。このため、処理責任は不明確になりやすく、不法投棄されやすい。

【20】 共同命令（最終処分基準省令）：産業廃棄物や一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める命令のこと。共同命令では、悪臭・火災・害虫の発生防止のための措置や、標識、地下水汚染防止措置などの技術上の基準が、具体的に定められている。処分場からの浸出液の水質調査を実施することや方法が定められている。

【21】 命令・罰則：廃棄物処理法では、様々な命令や罰億が設けられている。命令は都道府県が出す行政処分、罰則は裁判所が下す判決。

【22】 野外焼却（野焼き）：廃棄物を法で定めた焼却施設を用いずに燃焼すること。大気汚染や悪臭の発生源になっている。焼却施設の構造・ミニ焼却の規制、野焼き防止のための処理基準を明確にした。

【23】 合わせ産廃：市町村が一般廃棄物と合わせて、産業廃棄物を処理・処分すること。廃棄物処理法第 11 条第 2 項では、必要な場合に市町村が一廃と産廃を合わせ処理することを認めている。

【24】 産廃税（産業廃棄物税）：産業廃棄物の最終処分場等への搬入に課す税金。2002 年に三重県で導入されて以来、条例化する自治体が増えている。法定外目的税で総務大臣の同意が必要。

【25】 14 条許可（産業廃棄物処理業の許可）：産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可の事で「業の許可」とも言う。（第 14 条）
収集運搬業と処分業があり、処分業は①中間処理（焼却・中和・破碎など）
②最終処分業（安定型、管理型など）に分けられる。
許可要件は、①施設・機材と②人的要件に大別される。人的要件は「欠格要件」に該当しないことと、事業を遂行できる「能力」が問われる。

【26】 15 条許可（産業廃棄物処理施設設置の許可）：産業廃棄物処理施設設置に関する許可のこと。（第 15 条）設置許可の具体的内容は同法施行令第 7 条で定められている。

①汚泥の脱水施設、②汚泥の乾燥施設、③焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ

スチック類、その他物質)、④破碎施設(廃プラスチック、木くず、がれき)、⑥廃油の湯水分離施設、⑦シアン化合物の分解施設、⑧最終処分場などがある。15 条許可の中で、最終処分場の許可を取るのが最も困難である。

以上(文責: 山田 利春)